

## 糸魚川市自転車ヘルメット着用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者に乗車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害の軽減を図るため、市が予算の範囲内で補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造された新品のヘルメットであって、次のいずれかが表示されているもの又は同等の基準を満たすものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークのうち、自転車用ヘルメットの安全基準（EN1078）を満たすもの

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

(2) 使用者 申請の時点において市内に住所を有し、申請年度末時点で18歳以下のヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(3) 保護者等 使用者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。

(4) 市内事業者 市内に本店又は支店を有する業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当する使用者又はその保護者等（未成年の使用者が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。）とする。

(1) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、使用者又は保護者等が、市内事業者において使用者が着用するヘルメットの購入に要した費用とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、2,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、糸魚川市自転車ヘルメット着用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（本人申請用）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、未成年の補助対象者については、その保護者等が代わりに申請することとし、糸魚川市自転車ヘルメット着用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（保護者申請用）（様式第2号）を提出するものとする。

(1) ヘルメットの購入に係る領収書等の写し

(2) 購入したヘルメットが第2条第1号に掲げる基準を満たしていることを確認できるもの。

(検査等)

第7条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、補助金の交付に関して必要な事項の報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 補助対象者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後のヘルメットの購入から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。